

基政発 0328 第 2 号

平成 24 年 3 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課長
(契印省略)

働き方・休み方改善コンサルタントの設置に当たって留意すべき事項について

働き方・休み方改善コンサルタントの設置については、平成 24 年 3 月 27 日付け地発 0327 第 10 号・基発 0327 第 7 号により通知したところであるが、新たに定められた働き方・休み方改善コンサルタント証票の交付に当たっては、下記に留意の上、その運用に当たって遺漏なきを期されたい。

記

働き方・休み方改善コンサルタント証票を交付する際には、別紙 1 を働き方・休み方改善コンサルタントに配布するとともに、別紙 2 の管理簿による管理を行うこと。

働き方・休み方改善コンサルタント証票について

- 1 働き方・休み方改善コンサルタント証票（以下「コンサルタント証票」という。）は、事業場等を訪問するときは携帯し、面接者の請求があったときは、呈示しなければならない。
- 2 コンサルタント証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 コンサルタント証票を紛失したとき又は記載事項に変更があったときは、ただちに届け出なければならない。
- 4 コンサルタント証票は、新たな証票の交付を受けたとき又は働き方・休み方改善コンサルタントを解任されたときは、ただちに発行者に返還しなければならない。

